

「学習障害に関する基礎的研究」の総括

分担研究者 長畑 正道*

要約：本年度は、まず学習障害の概念を明確にするため、定義および診断基準を検討し、学習障害の定義に沿った診断基準としてDSM-III-Rの特異的発達障害のそれを一部修正することで診断基準の作製が可能であることを明らかにした。また、学習障害は中枢神経機能の障害に起因すると推定されているが、その障害は神経心理学的障害が基礎になっていると推定された。他の心身障害との関係として、多動性障害および軽症型の広汎性発達障害について検討した。また、学習障害の早期発見を目標として、多動性障害のスクリーニング用質問表の作製、新しい神経心理テストとしてのK-ABCの標準化、典型的な学習障害児の幼児期の特徴、3歳児健診で見いだされた学習障害リスク児の入学前までの追跡、ならびに神経生理学的検査としての音像定位検査の有用性の検討を行った。これらのことにより、学習障害は学齢になってその全貌が明らかになるが、発達性言語障害、不器用、視覚認知障害、多動性障害等に着目すれば、幼児期よりその診断が相当程度可能であると考えられた。

見出し語：特異的発達障害，多動性障害，広汎性発達障害，音像定位検査，K-ABC，学習障害リスク児，発達性言語障害，不器用

1. 研究結果のまとめ

以下に研究協力者の発表を要約しておく。

1) 学習障害の定義および診断基準の検討(長畑正道)

学習障害の定義としては1988年に発表された全米学習障害合同委員会の定めたものが最も妥当である。かかる定義にほぼあてはまる診断名としてはDSM-III-Rの特異的発達障害であるが、その一部の修正が必要である。

2) 学習障害児の児童精神医学的研究(栗田 広)

多動性障害は学習障害によく随伴するが、幼児期に多動性障害を有していた場合、学齢になり学習障害を呈するか否かの追跡的検討が重要である。また、軽症型の広汎性発達障害と学習障害との間に、かなりの類似性や重複があり、広汎性発達障害を除外診断とするDSM-III-Rの特異的発達障害の診断基準のこの面での再検討も必要である。また、学習障害を有する子供は、その障害のため学業以外に様々な適応上の問題を呈するので、児童精神医学的対応が重要である。

3) 両親用アンケートを用いた注意欠陥・多動障害児のスクリーニング(関 亨、橋本倫太郎)

14項目よりなる3段階評価の質問表を作製し3歳以上16歳未満の正常児(874例)および注意欠陥多動障害児(29例)の両親に記入してもらい検討した。スクリーニングのためには15点以上を注意欠陥多動障害のリスク児とするのが適当である。

4) 学習障害児の神経生理学的研究-学習障害および周辺群の音像定位検査(加我牧子)

方向感覚自動記録装置を用い、音の方向感覚の検討を行った。脳幹病変で方向感覚が障害され

* 静岡県立こども病院

Shizuoka Children's Hospital

る場合、強度差の認められる時には時間差も障害されるが、時間差の障害される場合には強度差は障害されない。しかし、高次機能に障害のある場合、時間差より強度差の方が障害される結果であった。本検査は簡易聴力検査としても、中枢病変の機序を考察する上でも、注意力の指標としても、有用な検査の1つと考えられる。

5) 学習障害児と神経心理学的検査— K-ABCの神経心理学的検査としての利用(前川久男)

小児の神経心理学的テストバッテリーとして標準化されたものはまだわが国では開発されていない。K-ABC(Kaufman Assessment Battery for Children)は小児の神経心理学的テストバッテリーの代表的なものの1つである。本検査の適用年齢は2歳半から12歳半まで用いることができる。前川らは本邦における標準化をすすめてきたが、平成5年秋には実用化される。同時統合は非言語性材料の処理に、また継時統合は言語情報処理を反映しているので学習障害児の神経心理学的障害を明らかにする上で重要である。

6) 3歳児健診における学習障害リスク児の追跡調査(小枝達也)

2600名の3歳児健診より一次スクリーニングされた60名のうち学習障害リスク児が18名抽出された。5歳まで追跡できた13名のうち3名が学習障害と診断された。これは従来の学習障害の頻度よりかなり低率である。幼児期の学習障害リスク因子は今後さらに幅を広げる必要がある。

7) 学習障害児として指導を行っている8症例(学童)の幼児期にみられた問題と幼児期からの対策の方向性(大石敬子)

学童期まで追跡し指導を続けた代表的な学習障害のサブタイプの特徴を抽出した。いずれのサブタイプも多動傾向が半数以上に認められた。言語性読み書き障害では発語が遅く、語い発達が遅れ、呼称の誤りや、喚語困難がみられた。視覚性読み書き障害では絵を見ない、見ても判らない、言葉も不明瞭であった。構成行為障害では不器用で、簡単な絵も描けなかった。以上のことから、幼児期においてきめ細かく観察することで学習障害児の診断が可能であることが示唆される。

2. リサーチクエッションをめぐる考察

本分担研究のリサーチクエッションは①学習障害の概念は、②学習障害の実態調査、③学習障害と心身障害の関係は、である。これまでわが国では学習障害について、各専門分野の共同研究は行われていなかった。従って本年度の研究は共通理解を基礎にした共同研究のスタートといえる。以下、リサーチクエッションに沿って考察する。

①学習障害の概念は

学習障害の定義に沿った診断基準としては、DSM-III-Rの特異的発達障害の診断基準を一部訂正していくことで診断基準の作製は可能であると考えられる。また学習障害は中枢神経機能の障害に起因すると推定されているが、その障害は神経心理学的障害が基礎になっていると考えられる。

②学習障害の実態調査

学習障害は学校教育の場でその全貌が現れる。しかし、学習障害に対する母子保健的対応としては、幼児期において発見し、早期介入することが強く求められる。このため幼児期から実施できるこれまでの心理テストに加え、新しい神経心理テストバッテリーとしてK-ABCを併用することで、その精度を向上させようと考えられる。さらにこの時期において神経生理学的検査を実施することによりその診断がより確かなものになる。そして実態調査の場としては3歳児健診、保育園、幼稚園、心身障害児通園施設などでのスクリーニングが適切であると考えられる。この際、特に発達性言語障害、不器用、多動性障害、視覚認知障害にその焦点をあてる必要がある。

③学習障害と心身障害の関係は

学習障害は少なくともIQ70以上であることがその診断基準の一つとなすべきである。この意味で精神遅滞と区別できる。多動性障害は学習障害によくみられるが、これのみで学習障害とすることは誤りで、ある特定の能力が障害されていることが一定の基準で明確にされなければならない。鑑別が困難なのは軽症型の広汎性発達障害である。対人関係や他の行動面の障害があまり目立たず、学習面の障害が著しいときはむしろ学習障害として扱う方が現実的とも考えられる。なお、脳性まひにおいても学習障害、特に視覚認知障害がよく伴うことを念頭においておく必要がある。さらに注意すべきはてんかんで、学習障害児の15～20%にてんかんがみられ、てんかん児の中にも学習障害が少なからずあり得ることに留意すべきである。

3. 研究成果の活用方法

学習障害は学齢になりその全貌が明らかになるが、発達性言語障害、不器用、視覚認知障害、多動性障害等に着目すれば幼児期より、かなり診断が可能である。3歳児健診、保育所、心身障害児通園施設での健診において、早期発見が十分期待できる。さらに早期発見された学習障害リスク児への早期介入により小学校入学以後の学習面での障害を軽減させる可能性がある。

4. 今後の課題

- ①学習障害を特異的発達障害と捉え、わが国で用いる診断基準の作製。
- ②幼児に用いる神経心理学的テストの実用化、およびテストバッテリーの組み合わせの開発。
- ③確定診断のための侵襲の少ない神経生理学的検査の開発、選定。
- ④ 3歳児健診、保育所、幼稚園、心身障害児通園施設等をフィールドとした幼児期における特異的発達障害の実態調査。
- ⑤学習障害のリスク児としての低出生体重児、特に極小未熟児の追跡研究グループとの共同研究。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:本年度は、まず学習障害の概念を明確にするため、定義および診断基準を検討し、学習障害の定義に沿った診断基準として DSM-IV-R の特異的発達障害のそれを一部修正することで診断基準の作製が可能であることを明らかにした。また、学習障害は中枢神経機能の障害に起因すると推定されているが、その障害は神経心理学的障害が基礎になっていると推定された。他の心身障害との関係として、多動性障害および軽症型の広汎性発達障害について検討した。また、学習障害の早期発見を目標として、多動性障害のスクリーニング用質問表の作製、新しい神経心理テストとしての K-ABC の標準化、典型的な学習障害児の幼児期の特徴、3 歳児健診で見いだされた学習障害リスク児の入学前までの追跡、ならびに神経生理学的検査としての音像定位検査の有用性の検討を行った。これらのことにより、学習障害は学齢になってその全貌が明らかになるが、発達性口語障害、不器用、視覚認知障害、多動性障害等に着目すれば、幼児期よりその診断が相当程度可能であると考えられた。